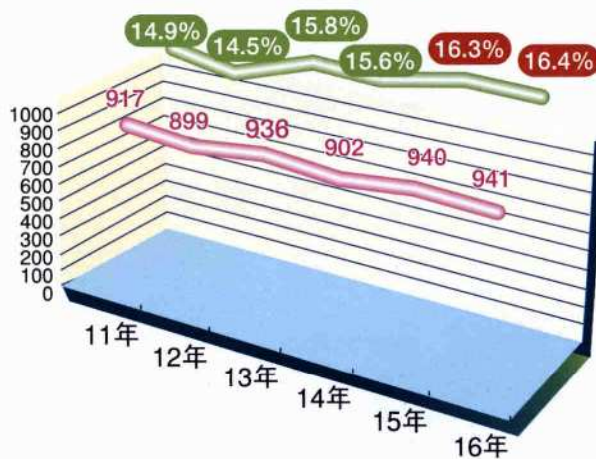


ストップ ザ 転倒災害！

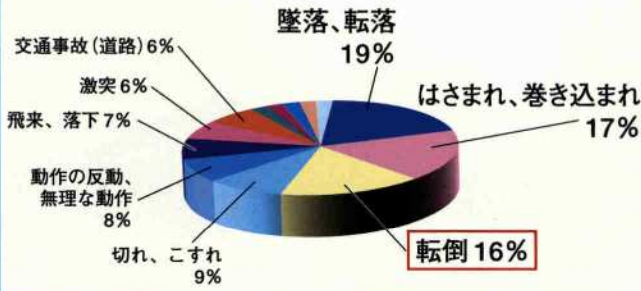


転倒災害の割合は増加傾向！

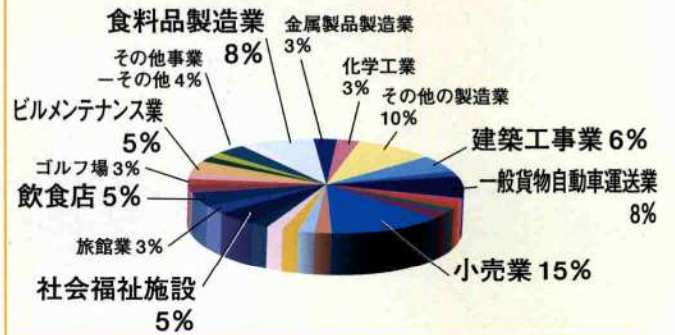


兵庫労働局 労働基準部 安全課
各労働基準監督署

事故の型別で三番目に多い発生率

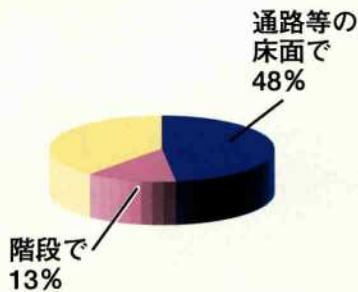


どんな業種に転倒災害が多いか？



どんな所で？

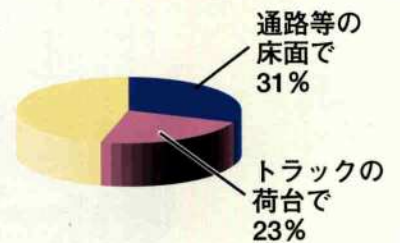
小売業では



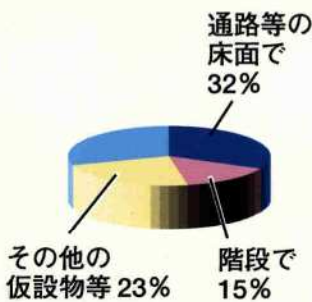
食料製造業では



一般貨物自動車運送業では



建築工事業では



ビルメンテナンス業では



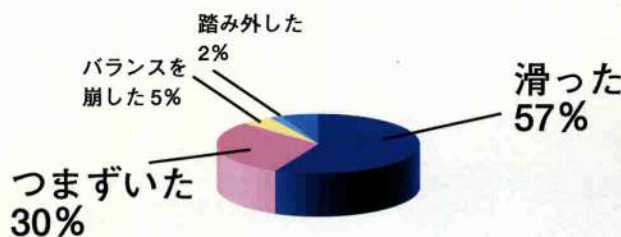
飲食店では



社会福祉施設では



どんな災害が？



転倒災害を防ごう！

転倒災害は、全体の労働災害が減少している中で、減少の傾向を見せず、割合的には、増加しており、事故の型別で三番目の位置を占め、小売業、食料品製造業、一般貨物自動車運送業、建築工事業、ビルメンテナンス業、飲食店、社会福祉施設で多発しています。

ほとんどが、通路等の床面で、「滑った」、「つまずいた」というものですが、その他、小売業特にスーパーマーケットでの階段災害、一般貨物自動車運送業でのトラックの荷台での転倒災害、建築工事業での足場等の仮設物上での転倒災害が目立ちます。

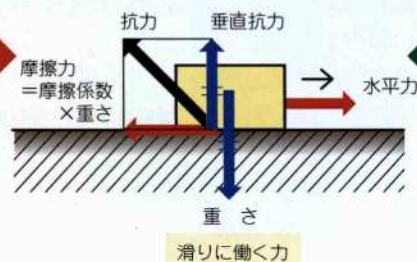
しかし、「滑った」、「つまずいた」という転倒災害は、「大きな災害にはならない。」「対策が出来にくい。」等の理由で防止対策がなかなか進まない状態です。

ところが、平成16年には、兵庫県下で新聞配達途中雨で濡れた路面で滑って頭を打ち次の日急に気分が悪くなり死亡するという災害が発生していますし、前述のとおり転倒災害の発生件数も無視できない状況になっています。

床面での滑り災害を防ぐ！

なぜ滑るのか？

摩擦係数が大きく影響する
摩擦係数が小さいと水平力に負ける
つまり摩擦の少ない床面では滑りやすい
水や油は大敵！

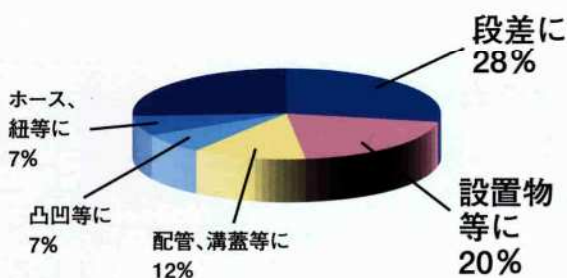


ハード面の防止策！

床面の清掃を行う
滑り止めテープを貼る
摩擦係数の大きい
安全靴、ゴム底靴等を履く

床面でのつまずき災害を防ぐ！

何につまずいたのか



ハード面の防止策！

段差を丈夫な材質のものでなくす
できない場合は、段差部分に色を付ける
暗い場所の場合十分な照明を行う
通路面に物を置かない
床面に凸凹や損傷を作らないよう整備する

以上代表的な転倒災害について防止策を紹介しましたが、各現場の実情に合わせた対策の実施が転倒災害の防止には必要です。そのためには、労働安全衛生管理体制の整備を行い、安全衛生委員会の積極的な活用等により現場の労働者の意見の反映がなされている防止対策の確立と実行が不可欠となります。また、現場労働者に対する計画的な安全衛生教育も人的対策として不可欠です。

これらの安全衛生対策を自主的に推進する仕組みとしての労働安全衛生マネジメントシステムの導入が緊急課題となってきています。

第10次労働災害防止計画の概要

「職場内のリスクを低減し、すべての働く人々の安全と健康の確保を目指して」

1. 計画の期間

平成15年度を初年度とし、平成19年度を目標年度とする5か年計画。

2. 計画の目標

- ・労働災害による死亡者の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること。
- ・計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少させること。
- ・じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること。
- ・過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図ること。

3. 主要な対策

(1) 死亡災害の撲滅

死亡災害については、平成10年に2,000人を割り、着実な減少傾向を続けているが、今なお年間千人台後半にとどまっている状況にかんがみ、建設業を始めとする死亡災害の多発している業種における労働災害防止対策の徹底を図ること。

(2) 中小企業における安全衛生の確保

中小企業においては、労働安全衛生関係法令に規定された最低基準としての労働災害防止措置の履行確保を図るとともに、自主的な安全衛生活動等に対して適切な支援を推進すること。

(3) 業務上の心身の負担の増大等に対応した労働衛生対策の推進

社会的経済システムが大きく変化し、経営環境の厳しさが増す中で、業務の質的、量的な変化による心身の負担の増加が懸念されていることから、職場においてより積極的に労働者の健康の確保を図ること。

(4) リスクを低減させる安全衛生管理手法の展開等

企業内に「安全文化」を根付かせ、自立的な安全衛生対策が推進される仕組みを確立し、リスクの低減を図ることが基本であることから、労働安全衛生マネジメントシステムの事業場への導入を図ること。機械設備についても、リスクの低減、情報の伝達という仕組みの普及を図ること。

(5) 就業形態の多様化、雇用の流動化等への対応

就業形態の多様化、雇用の流動化等に対応し、すべての労働者が働き方の如何にかかわらず安全で健康に働ける職場を実現するための実効ある仕組みの整備を図ること。

労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)

〈平成11年4月30日 労働省告示第53号〉

「事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資すること(平成11年4月30日労働省告示第53号第1条より)」を目的として、厚生労働省(現)から「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が公表されました。

Plan (計画) → Do (実施) → Check (評価) → Act (改善)

の輪を回すように順番に何度も何度も・・・そしてそのたびにレベルアップです。

これには経営者と従業員の協力が最も重要です。もちろんこの計画では、やることとやる人が明確になっていなければなりません。